



令和5年5月2日

令和5年第2回高山市議会臨時会 提出議案について

- ・ 報告案件 2件
- ・ 条例案件 4件
- ・ 事件案件 2件
- ・ 予算案件 2件
- ・ 人事案件 2件

- 計 12件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	下野 泰功
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和5年第2回高山市議会臨時会 提出議案の概要

報第3号 令和4年度高山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について (P1)

後期高齢者医療広域連合納付金の補正予算の専決処分について報告するもの

専決年月日 令和5年3月31日

補正額 6,030千円（補正後1,440,030千円 当初予算に対し0.4%増）

内容 後期高齢者医療広域連合納付金の増額

報第4号 令和5年度高山市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について (P5)

物価高騰対策に係る事業を実施するために行った補正予算の専決処分について報告するもの

専決年月日 令和5年4月20日

補正額 330,500千円（補正後52,530,500千円 当初予算に対し0.6%増）

内容 物価高騰対策関係 330,500千円

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付 252,300千円 別紙①

子育て世帯生活支援特別給付金の給付 78,200千円 別紙②

議第44号 高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について (P14)

地方税法の改正に伴い行った専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和5年3月31日

①個人市民税関係

- ・肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長（3年間）
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例の延長（3年間（都市計画用途地域内の開発行為に係るものに限定））

②固定資産税関係

- ・先端設備等導入計画で中小企業が実施する設備投資に係る課税標準の特例の見直し
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

③軽自動車税関係

- ・種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

施行期日 令和5年4月1日

議第 4 5 号 令和 4 年度高山市一般会計補正予算（第 1 3 号）の専決処分について

（P 3 3）

新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するために行った補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和 5 年 3 月 2 7 日

補 正 額 3 3 0, 0 0 0 千円（補正後 54, 287, 169 千円 当初予算に対し 13. 8%増）

内 容 新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の増額

議第 4 6 号 令和 4 年度高山市一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分について

（P 4 2）

寄附金（令和 5 年 2 ・ 3 月分）の積立て等の補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和 5 年 3 月 3 1 日

補 正 額 1 3 5, 5 1 6 千円（補正後 54, 422, 685 千円 当初予算に対し 14. 1%増）

内 容 寄附（夢・まちづくり基金等）による積立金 2 2 5 千円

都市計画事業基金積立金

（街路松之木千島線整備事業に充当を予定していた都市計画税）

1 3 5, 2 9 1 千円

議第 4 7 号 高山市印鑑条例の一部を改正する条例について

（P 4 7）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い改正するもの

- ・スマートフォンに格納したマイナンバーカードの電子証明書の使用を可能とする規定の追加
- 施行期日 公布の日

議第 4 8 号 高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（P 5 0）

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い改正するもの

- ・安全計画の策定、自動車運行時の所在確認等の義務規定等の追加

施行期日 公布の日

議第 4 9 号 高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (P 5 6)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正するもの
・主務官庁の変更による条文整備
施行期日 公布の日

議第 5 0 号 財産（スクールバス）の取得について (P 6 0)

スクールバス 1 台を取得するもの

議第 5 1 号 財産（高規格救急自動車）の取得について (P 6 1)

高規格救急自動車 1 台を取得するもの

議第 5 2 号 監査委員の選任について (提案当日配付)

議第 5 3 号 固定資産評価員の選任について (提案当日配付)



令和5年5月2日

令和5年度住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

食料品等の物価高騰により、生活への負担が特に大きい低所得世帯（令和5年度分の住民税が非課税となった世帯等）に対し給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

1 対象

令和5年6月1日に市の住民基本台帳に登録されている方のうち、次の条件を満たす世帯

(1) 住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（市が送付する確認書を返送）

(2) 家計急変世帯

令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（申請手続き必要）

※ただし、(1)と(2)共に、市町村民税均等割が課税されている者に扶養されている方のみで構成される世帯は除く

2 支給額

一世帯につき3万円

3 実施時期

(1) 住民税非課税世帯は、7月上旬（予定）に市が送付する確認書を返送

(2) 家計急変世帯は、7月（予定）より申請受付開始

4 事業費

2億5,230万円（国補助10/10）

問 合 先	
担当課	福祉部 福祉課
課 長	松下 孝治
係 名	援護係
係 長	井戸端 清行
連絡先	電話（直通 0577-35-3139） （内線 2955）



令和5年5月2日

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金について

食料品等の物価高騰により、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

1 対象

(1) ひとり親世帯

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請手続き不要）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請手続き必要）※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請手続き必要）

(2) ひとり親世帯以外の世帯

- ①令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方（申請手続き不要）
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となっている方（申請手続き必要）

※上記（1）と（2）との併給は不可

2 支給額

対象児童一人につき5万円

3 実施時期

- ・対象者のうち申請手続き不要の世帯は、5月中旬に案内し、5月下旬支給予定
- ・対象者のうち申請手続き必要の世帯は、5月下旬より申請受付開始予定

4 事業費

7,820万円（国補助10/10）

問 合 先	
担当課	福祉部 子育て支援課
課 長	前田 研治
係 名	子ども政策係
係 長	保木 みどり
連絡先	電話（直通 0577-35-3140） （内線 2934）